

「契約締結前交付書面」

下記の書面は、お取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されており、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。あらかじめよくお読みいただき、大切に保管して下さい。

- ・ 上場有価証券等書面 1 ページ
- ・ 新規公開株式の契約締結前交付書面 5 ページ
- ・ 金銭 有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明 ... 7 ページ
- ・ 当社の概要・連絡先 8 ページ

※ ご不明な点は、お取引開始前に当社へご確認ください。

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に 3～4 ページに記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」(※3)）といいますが、)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることに伴って損失が生じるおそれがあります。
- ・ また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書と同様の性質を有するものを含みます。

ご注意

外国株式（ロシア・ベトナム・タイ・ドバイ・アブダビ・ブラジル株）の取引等に際し、当社の取決めがありますので、それぞれの「投資ガイド」も併せてご確認ください。

上場有価証券等の売買手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 2,625 円）
100 万円以下	$(\text{約定代金} \times 1.150\%) \times 1.05$
100 万円超 ～ 500 万円以下	$(\text{約定代金} \times 0.900\% + 2,500 \text{ 円}) \times 1.05$
500 万円超 ～ 1,000 万円以下	$(\text{約定代金} \times 0.700\% + 12,500 \text{ 円}) \times 1.05$
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	$(\text{約定代金} \times 0.575\% + 25,000 \text{ 円}) \times 1.05$
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	$(\text{約定代金} \times 0.375\% + 85,000 \text{ 円}) \times 1.05$
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	$(\text{約定代金} \times 0.225\% + 160,000 \text{ 円}) \times 1.05$
1 億円超 ～ 3 億円以下	$(\text{約定代金} \times 0.200\% + 185,000 \text{ 円}) \times 1.05$
3 億円超 ～ 5 億円以下	$(\text{約定代金} \times 0.125\% + 410,000 \text{ 円}) \times 1.05$
5 億円超 ～ 10 億円以下	$(\text{約定代金} \times 0.100\% + 535,000 \text{ 円}) \times 1.05$
10 億円超	$(\text{約定代金} \times 0.075\% + 785,000 \text{ 円}) \times 1.05$

外国株取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料
50万円以下	8,400円×1.05
50万円超 ~ 100万円以下	(約定代金×1.05000% + 3,150円) ×1.05
100万円超 ~ 300万円以下	(約定代金×0.99750% + 3,675円) ×1.05
300万円超 ~ 500万円以下	(約定代金×0.84000% + 8,400円) ×1.05
500万円超 ~ 1,000万円以下	(約定代金×0.73500% + 13,650円) ×1.05
1,000万円超 ~ 3,000万円以下	(約定代金×0.57750% + 29,400円) ×1.05
3,000万円超 ~ 5,000万円以下	(約定代金×0.26250% + 123,900円) ×1.05
5,000万円超 ~	(約定代金×0.10500% + 202,650円) ×1.05

ベトナム株式取次ぎ手数料（対面取引）

約定代金	基本手数料（最低手数料80万VND）
約定代金（VND）	約定代金（VND）×2.1%

ベトナム株式取次ぎ手数料（インターネット取引）

約定代金	基本手数料（最低手数料60万VND）
約定代金（VND）	約定代金（VND）×1.68%

ロシア株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料
約定代金（RUB）	(980RUB+約定代金（RUB）×0.39%）×1.05

タイ株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料
約定代金（THB）	500THB+約定代金（THB）×0.40%

ドバイ・アブダビ株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料250AED）
約定代金（AED）	約定代金（AED）×3.15%

ブラジル株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料（最低手数料 100BRL）
約定代金（BRL）	約定代金（BRL）×3.15%

※その他、6 月末および 12 月末の保有証券残高に対して、0.15%（最低手数料 30BRL）を乗じた現地事務手数料を現地通貨建てにてお支払いいただきます。

BGENUINETEC INC（英国株）株式取次ぎ手数料

約定代金	基本手数料
100 万円以下	約定代金×5%×1.05
100 万円超 ～ 1,000 万円以下	(約定代金×4% + 10,000 円) ×1.05
1,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	(約定代金×3% + 110,000 円) ×1.05
5,000 万円超	(約定代金×2% + 610,000 円) ×1.05

転換社債型新株予約権付社債・新株予約権付社債

約定代金	基本手数料
100 万円以下	約定代金×1.00%×1.05
100 万円超 ～ 500 万円以下	(約定代金×0.90% + 1,000 円) ×1.05
500 万円超 ～ 1,000 万円以下	(約定代金×0.70% + 11,000 円) ×1.05
1,000 万円超 ～ 3,000 万円以下	(約定代金×0.55% + 26,000 円) ×1.05
3,000 万円超 ～ 5,000 万円以下	(約定代金×0.40% + 71,000 円) ×1.05
5,000 万円超 ～ 1 億円以下	(約定代金×0.25% + 146,000 円) ×1.05
1 億円超 ～ 10 億円以下	(約定代金×0.20% + 196,000 円) ×1.05
10 億円超	(約定代金×0.15% + 696,000 円) ×1.05

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・新規公開株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・ 新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 新規公開株式の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
- ・ 新規公開株式の配当金は、原則として、配当所得となります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 新規公開株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、「証券総合取引」のお申し込みが必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料はいただきません
※ブラジル株式取引におきましては、6 月末および 12 月末の保有証券残高に対して、0.15% (最低手数料 30BRL) を乗じた現地事務手数料を現地通貨建てにてお支払いいただきます。

その他の手数料

項目	手数料 (税込み)
・ 名義書換 ・ 分割・併合 ・ 転換社債型新株予約権付社債、新株予約権証券の株式への転換	10 単元以下 525 円 (10 単元を超える場合、1 単元を増すごとに 52.5 円を加算した額。ただし 10,500 円を限度とします。(円未満切捨て))
・ 単元未満株式買取手数料	315 円
・ 株式提供手数料	525 円
・ 株式等移管手数料 (他社への預け替え) ・ 異名義口座間 ・ 担保設定のための振替手数料 (当社間、他社への預け替え) ・ 相続・贈与のための振替手数料 (当社間、他社への預け替え) ・ それ以外の振替手数料 (当社間、他社への預け替え)	1 銘柄 1 単元 1,050 円 (ただし 10,500 円を限度とします) 一律 10,500 円 無料 1 銘柄 1 単元 1,050 円 (ただし 1,050,000 円を限度とします)

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、「証券総合取引」の申し込みをいただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合

当社の概要

商号等	ニュース証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 138 号
本店所在地	〒150-0011 東京都渋谷区東三丁目 11 番 10 号 恵比寿ビル
加入協会	日本証券業協会
資本金	8億 7,750 万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成 13 年 5 月
連絡先	03-5466-1641

(2010.7)